

佐賀市議会基本条例 重点検証条文分類表

- ・ 次回以降の検証作業を効率的かつ効果的なものとするため、今回の検証作業を踏まえて重点的に検証を行うべき条文の抽出を行った。
- ・ 分類は、条文ごとに、重点的に検証を行う必要性に応じて、A > B > Cの分類とした。

A：次回以降、必ず検証を行う条文

B：次回以降、原則検証を行うが、状況によっては趣旨再確認程度でとどめる可能性がある条文

C：次回以降、検証は行わない。もしくは趣旨再確認程度でとどめる条文

条 文		分類	
前 文		C	
第 1 章 総 則	第 1 条	目 的	C
	第 2 条	最高規範性	C
	第 3 条	議会の活動原則	B
	第 4 条	議員の活動原則	C
	第 5 条	議長の活動原則	C
第 2 章 市民との関係	第 6 条	市民との関係の基本原則	A
	第 7 条	議会広報の充実	B
	第 8 条	議会報告会	B
第 3 章 市長等との関係	第 9 条	市長等との関係の基本原則	B
	第 10 条	市長等による政策等の形成過程の説明	B
	第 11 条	予算及び決算審議における政策説明	B
	第 12 条	市政に係る重要な計画の議決等	B
第 4 章 議会の機能の強化	第 13 条	会 派	B
	第 14 条	政務活動費	B
	第 15 条	議会改革の推進	B
	第 16 条	専門的事項に関する調査	B
	第 17 条	議員研修の充実強化	B
	第 18 条	議会図書室	B
	第 19 条	議会事務局の体制整備	B
第 5 章 政治倫理	第 20 条	政治倫理	C
第 6 章 見直し手続	第 21 条	見直し手続	B